

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起と日は休日には、その翌日)

鳥取県告示第四百三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成五年五月十一日

目 次

示 保険医療機関の指定（保険課）

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（〃）

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの（〃）

土地改良事業計画の変更の認可（農村整備課）

県営土地改良事業の工事の完了（〃）

保安林の指定の解除（二件）（森林保全課）

漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長が管理する区域の指定（漁港課）

海岸保全区域の指定の一部改正（〃）

公共測量の終了（管理課）

土地収用法による事業の認定（〃）

公 告 平成五年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の実施（人事委員会職員課）

平成五年度鳥取県警察官採用試験（大学卒業程度）の実施（〃）

鳥取県告示第四百三十九号

告 示

示

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なりさだ歯科医院	米子市西三柳二三〇〇一	平成五年五月八日
植田歯科医院	八頭郡郡家町大字郡家二九一	平成五年五月六日

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理の及び特定承認療養

取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成五年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
安陪内科医院	鳥取市吉方温泉三丁目八一	平成五年四月一日
白石医院	米子市安倍二二九一三	
医療法人井東医院	倉吉市新陽町一二一二	
宮川医院	東伯郡大栄町大字瀬戸五三一	
医療法人社団今井歯科クリニック	○米子市上後藤四丁目一四一一	"
みなど薬局鳥取店	鳥取市立川町五丁目四一	"

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
及川俊彦	鳥国医第四、六六九号	平成五年四月十二日
幡葉子	鳥国薬第八四一号	平成五年四月五日
桂栄美	鳥国薬第八四二号	平成五年四月七日
仲博子	鳥国薬第八四三号	平成五年四月十三日

鳥取県告示第四百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）山ノ神地区区画整理、暗きよ排水及び客土）に係る土地改良事業計画の変更を平成五年五月六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十二号）第三十九条第四項に規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健

平成五年五月十一日

鳥取県告示第四百四十二号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成五年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業大平 地区農道整備	昭和六十三年三月二十 五日
県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業大平 二期地区農道整備	平成五年三月二十日

鳥取県告示第四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。	一 解除に係る保安林の所在場所 鳥取市白兎字白浜六八八の一四
	二 保安林として指定された目的 飛砂の防備
	三 解除の理由 指定理由の消滅
	平成五年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所
米子市和田町字上松中三二二九の二、字新川尻三二五六の三、三二五

六の四

- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第四百四十五号

海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）第五条第四項の規定に基づき、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域を次のとおり定める。

平成五年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 漁港管理者である地方公共団体の長の名称

平田漁港管理者の長 大山町長

二 漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域
平田漁港の漁港区域を除いた部分
うち、平田漁港の漁港区域を除いた部分

海 岸 名	区 域
鳥取県鳥取沿岸	
平田漁港海岸	
平田地区海岸	
鳥取県鳥取沿岸平田漁港海岸平田地区海岸のうち、平田漁港の漁港区域を除いた部分	基点一から基点八までを順次に直線で結んだ線、基点八、補助点八の一、補助点四の一及び補助点四の二を順次に直線で結んだ線並びに補助点四の二及び基点一を平田漁港の漁港区域の北側の境界線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち河川の河川区域を除いた区域
基点一 基点二から三〇五度〇〇分四一メートルの点	基点五 基点四から一四四度〇〇分三〇七メートルの点
基点二 西伯郡大山町上方字灘河原二一二に設置した標柱	基点六 基点五から二一五度三〇分四〇三メートル
基点三 基点二から二二六度〇〇分一〇一メートルの点	基点七 基点六から一九一度〇〇分一二二メートルの点
基点四 基点三から一八六度三〇分一一一メートルの点	基点八 基点七から二八七度三〇分三八メートルの点

鳥取県告示第四百四十六号

昭和四十三年六月鳥取県告示第四百七十八号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成五年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

基点四の二 基点四から二八二度〇〇分二〇〇メートルの点
補助点八の一 基点八から三〇七度〇〇分二〇〇メートルの点
補助点四の一 基点四から一四四度〇〇分三〇七メートルの点
基点六 基点五から二一五度三〇分四〇三メートルの点
基点七 基点六から一九一度〇〇分一二二メートルの点
基点八 基点七から二八七度三〇分三八メートルの点

表の鳥取県鳥取沿岸平田漁港海岸平田地区海岸の項を次のように改め る。

鳥取県鳥取沿岸

基点一から基点八までを順次に直線で結んだ線、基点八、平田漁港海岸、平田地区海岸

補助点八の一、補助点四の一及び補助点四の二を順次に直線で結んだ線並びに補助点四の二及び基点一を平田漁港の漁港区域の北側の境界線で結んだ線によつて囲まれた区域

のうち河川の河川区域を除いた区域

基点一 基点二から三〇五度〇〇分四一メートルの点

基点一 西伯郡大山町上方字灘河原二一一に設置した標柱

基点三 基点二から二二六度〇〇分二〇二メートルの点

基点四 基点三から一八六度三〇分一一メートルの点

基点五 基点四から一四四度〇〇分三〇七メートルの点

基点六 基点五から二一五度三〇分四〇三メートルの点

基点七 基点六から一九一度〇〇分一二三メートルの点

基点八 基点七から二八七度三〇分三八メートルの点

補助点四の一 基点四から二一一度〇〇分二五〇メートル

の点

補助点四の二 基点四から一八二一度〇〇分三二〇メートル

の点

補助点八の一 基点八から三〇七度〇〇分二〇〇メートル

の点

鳥取県告示第四百四十七号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する

第十四条第二項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公測量を終了

した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 公共測量（堀川北地区現況測量業務委託）

二 作業地域 米子市両三柳及び西福原

三 終了年月日 平成五年三月十二日

鳥取県告示第四百四十八号

土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

泊村

二 事業の種類

「村民野球場」建設事業

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡泊村大字泊字二ノ種ヶ谷及び字三ノ種ヶ谷並び

平成5年5月11日 火曜日 島 取 県 公 報

- 2 愛用の船ふな
四 土地収用法第116条の1の規定による団体の運営場所
日本牧場

公 告

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)
第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成5年5月11日

鳥取県人事委員会委員長 枝 山 正 幸

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額161,400円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

建 築	1名
農 業 土 木	3名
農 艺 化 学	1名
畜 産	2名
農業(農業一般)	7名
社 会 福 祉	1名
林 業	6名

試験の区分	採用予定者数
行 政	41名
電 気	2名
土 木	9名

報公聴取鳥

試験の区分	受験資格
行政	昭和39年4月2日から昭和47年4月1日までに生れた者
電気	
土木	
建築	
農業土木	
農芸化学	
畜産	昭和39年4月2日から昭和47年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3に規定する改良普及員の資格（農業改良普及員に係るもの又は基礎選択項目が農業経営であるものに限る。）を有するもの又は同条に規定する改良普及員の資格（基礎選択項目が農業経営であるものに限る。）を平成6年3月31日までに取得する見込みのもの
農業（農業一般）	
林業	昭和39年4月2日から昭和47年4月1日までに生まれた者で、森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する林業改良指導員の資格を有するもの又は平成6年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
社会福祉	昭和39年4月2日から昭和47年4月1日までに生まれた者で、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第18条各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有するもの又は平成6年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの

6 第一次試験

(1) 試験種目

行政の試験については、教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）とし、行政以外の試験については、教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式）とする。
なお、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

平成5年6月27日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県立鳥取西高等学校 鳥取市東町二丁目112

鳥取県立米子西高等学校 米子市大谷町200

専修大学（神田校舎） 東京都千代田区神田神保町三丁目8

7 第二次試験

(1) 試験種目

論文試験、適性検査、面接試験（個別面接）及び身体検査

(2) 試験の期日

平成5年7月22日（木）及び23日（金）

(3) 試験の場所

鳥取県庁 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成5年7月9日（金）（予定）に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

(2) 最終合格者の発表

平成5年8月10日(火)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の

1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。

なお、採用は、平成6年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所等において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成5年5月17日(月)から同年6月8日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成5年6月8日(火)までの消印

のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務

局(鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)を行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行うこと。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別表 専門試験出題分野一覧表

試験の区分	問題形式	出題分野
行政コース	多技選択 記述式	憲法、行政法、民法、刑法、商法、経済学 憲法、行政法、民法、商法
経済コース	多技選択 記述式	経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法、行政法、民法 経済原論、絏済史、絏済政策

土木	多枝選択式	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画	概論、社会心理学及び一般心理学、社会調査
建築	多枝選択式	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工	(注) 行政については、受験申込みの際法律コース又は経済コースのいずれか1コースを選択するものとする。
農業土木	多枝選択式	数学、応用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般	
農芸化学	多枝選択式	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生物化学、土壤学・植物栄養学・肥料学、食品化・食品貯蔵加工学、応用微生物学	
畜産	多枝選択式	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜衛生学、畜産物利用学、農業経営一般	
農業 (農業一般)	多枝選択式	栽培学理論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般	
林業	多枝選択式	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、防火工学	
社会福祉	多枝選択式	社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学	

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)
第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。
平成5年5月11日

- 1 試験の名称
平成5年度鳥取県警察官採用試験(大学卒業程度)
- 2 採用予定者数
7名
(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。
- 3 対象となる職
警察に勤務する公安職給料表1級係員(巡査)の職
- 4 給与
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額176,300円のほか諸手当が支給される。
- 5 受験資格

昭和41年4月2日から昭和47年4月1日までに生まれた男子。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び論文試験

(2) 試験の期日

平成5年7月11日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220
鳥取県西部総合事務所講堂 米子市糺町一丁目160

7 第二次試験

(1) 試験種目

面接試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

平成5年8月29日（日）及び30日（月）

(3) 試験の場所

鳥取県庁 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成5年8月10日（火）（予定）に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその

氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成5年9月14日（火）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。

なお、採用は、平成6年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、鳥取県警察本部警務部警務課、県内の各警察署、警察官派出所及び警察官駐在所等において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成5年5月17日（月）から同年6月30日（水）までの日（日曜日及び土曜日並びに皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律（平成5年法律第32号）に規定する休日を除く。）

日曜火曜月11日 平成5年5月11日

報公鳥取県

なお、郵送による申込みは、平成5年6月30日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

II その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、72円切手をはった、あて先明記の近信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸囲	78センチメートル以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。

弁色力	正常であること。
聴力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。